

【申請者様へのお知らせ】

自立支援医療（精神通院）の更新手続の臨時的な取扱いについて

新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、臨時的な取扱いがなされています。

自立支援医療（精神通院）

1 更新の申請

現在の受給者証の有効期間が一律に1年間延長されています。

《対象者》令和2年3月1日から令和3年2月28日までの間に有効期間が満了する方

○現在お持ちの受給者証の有効期限が自動的に1年間延長されていますので、そのままお使いください。医療機関等で読み替えますので、手続きは必要ありません。

○通常どおり診断書等の書類一式を添付した申請も可能です。

○受給者証に記載されている内容（氏名、住所、保険証、受診を希望する医療機関、所得の状況等）に変更が生じた場合は、変更手続きが必要です。

○精神障害者保健福祉手帳と同時に自立支援医療（精神通院）の申請をされている方は、次回以降も診断書の提出が1度で済むように手続きができます。受付窓口へお尋ねください。

2 新規の申請

変更なし。通常どおりの書類が必要です

郵送による申請ができます。申請書類の送付先は、お住いの市町の受付窓口です。

ご不明な点がございましたら、お住まいの市役所・町役場の精神保健福祉受付窓口、又は県立総合精神保健福祉センター（082-884-1051）へお尋ねください。